

2008年7月23日

北海道知事 高橋はるみ様

(社) 北海道自然保護協会  
会長 佐藤 謙

平成20年度エゾシカの捕獲禁止及び制限（可猟区域）について（道案）  
に係る意見書

平成20年度エゾシカの捕獲禁止及び制限に関する意見を次のとおり提出します。

1 エゾシカの捕獲の禁止及び制限に係る意見  
（賛否の別） 保留

2 賛否に係る理由

今回の道案は、基本的に、従来からの北海道の計画内容を継続したものですので、当協会は、平成17年度、平成18年7月、平成19年1月、平成20年1月、7月ならびに12月に指摘してきた、同じ問題点を改めて指摘しなければなりません。エゾシカの科学的管理を行う観点から考えますと、増加の状況や原因を緻密に調査研究し、その原因に対して実効ある対策を講じることが肝要ですが、今なお、道案に至る基礎的な現状把握調査が不十分であると判断します。したがって、現状の欠点をクリアする必要がありますので、以前から述べた意見を繰り返します。

（1）道内を単純に3ブロックに区分し、一律に駆除頭数を定めることは、各支庁・市町村で数値差が大きいため、科学的・客観的な説明責任を果たしていないと判断します。そのためには、全道ならびに地域ごとの個体数の増加、地域的そして季節的に変動する疎密の程度、水平的・垂直的季節移動など、それらの科学的調査が必要です。例えば、個体数の把握方法に関して、狩猟者の捕獲数ならびに目撃数だけではなく、夏季および冬季の登山者に対するアンケートにより、夏季の垂直的移動や冬季の越冬状況・密集地などを把握する方法も考えられます。同時に、3ブロックでの管理方策を前提とした資料提示に終始しておりますので、道庁が有する詳細な地域情報を公開・検討した上で、このブロック管理のあり方についても多面的に検討すべきと考えます。

また、農林業被害が大きく、急増・拡大している地域とその周辺域を重点的に駆除し、その効果を科学的に検証する必要があります。この2、3年被害額が増加中であるとされる農業被害額については、その算出根拠と調査方法が示され、科学的根拠であることが明示されるべきです。さらに、農業被害に比して、とくに国有林における林業被害はほとんど不明ですので、実態把握に関して、国有林の協力を得る具体策が求められます。そうした科学的データの蓄積が、将来の適正な管理につながると考えます。

(2) 自然生態系への影響を防ぐため、死体（残滓と呼ばない）を放置させない処理とともに鉛弾の使用禁止を徹底し、それぞれ実効ある対策を講じる必要があると考えます。また、死体の放置は、オジロワシなど希少種を含む自然生態系への影響だけではなく、アライグマなど外来種の実食源としてその繁殖を助長することになりかねませんので、厳密な対策が必要です。

他方、平成19年1月に加えられた知床の計画は、立案主体や地域特性が異なることもあって、北海道の従来からの計画と異なる部分が認められます。知床の計画では、例えば、モニタリング調査の順応的管理手法における評価項目としてエゾシカ個体数のほかに、植生や土壌浸食が加えられるなど、従来からの北海道における計画より精密になっております。知床に似た状況は、今後、北海道が管理する日高山脈襟裳国定公園や富良野芦別道立自然公園など、国が管理する大雪山国立公園などでも生じる可能性がありますので、知床の計画は知床だけに適応させるという考えでは不足と考えます。したがって、科学的管理として緻密な調査研究に基づいた実効ある対策を講じるという観点からは前述(1)と同様な考えになりますが、以下に、3点目の理由を書きます。

(3) 北海道の従来からの計画と前回加えられた知床の計画には、それぞれに長短があると思われませんが、北海道の立場としては、知床の計画の中にある長所を全道にわたる計画の中に大いに反映させるべきと考えます。